

あきた総合支援エリアかがやきの丘運営委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、「あきた総合支援エリアかがやきの丘運営委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 あきた総合支援エリアかがやきの丘における医療療育センターと特別支援学校の連携による円滑な運営についての検討を行う。

(所掌事務)

第3条 委員会は次の項目に関して、その進捗状況及び効果等について検討する。

- ① エリア内の医療療育センターと特別支援学校の連携について
- ② 相談支援、総合支援の機能について
- ③ 地域開放、地域交流について
- ④ 他の医療機関及び教育機関との連携について
- ⑤ その他

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

- 2 委員は、秋田県知事が委嘱する。
- 3 委員は、学識経験者、行政関係者、保護者代表等で構成する。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決定する。
- 5 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- 7 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は秋田県知事が招集する。

- 2 委員会の議長は委員長が務める。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、秋田県健康福祉部障害福祉課及び秋田県教育庁特別支援教育課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月21日から施行する。